

刑事裁判管轄権に関する合意事項

(身分証明書)

- 1 (a) 行政協定第 9 条第 3 項の身分証明書は、アメリカ合衆国軍隊の現役軍人に対して発行される国防省の正規の英文の身分証明書を用いるものとする。
- (b) 同条第 4 項の身分証明書は、アメリカ合衆国軍隊が発行する正規の英文の身分証明書を用いるものとする。右の証明書には、携帯者の氏名、署名、生年月日、発行年月日、失効年月日、国籍及び合衆国軍身分証明書番号を記載し、携帯者の写真を貼付する。12 歳以下の児童については、身分証明書を要しないものとする。

(合衆国軍隊の法律執行員の身分証明書)

- 2 日本国内において軍事警察活動に従事する合衆国軍隊の法律執行員 (MP, SP, AP, CID 及び CIS) は、日英両国語によってその氏名、身分及び法律執行機関の所属員である旨を記載した身分証明書を携帯することが望ましい。この証明書は、公務執行中関係人から請求があった場合には呈示されなければならない。

(身分証明書の様式等)

- 3 合衆国軍隊は、要請があれば、合衆国軍隊の構成員、軍属又はそれらの家族の身分証明書の様式及び日本国内に在る合衆国軍隊の構成員の各種制服の図式を日本国の当局に提供するものとする。

(日本国の法令の遵守に関する指示)

- 4 合衆国軍隊の構成員、軍属又はそれらの家族に対し、日本国の法令を遵守し、日本国の警察の指示及び合図に従うべき旨を強調した指示が既に発せられており、今後もお定期的に発せられるであろう。

(施設又は区域外における軍事警察権の行使)

- 5 (a) 合衆国軍隊の使用する施設又は区域外において合衆国軍隊の構成員の間における秩序及び規律を維持することは合衆国軍隊の法律執行機関の機能である。合衆国軍隊の法律執行機関は、日本国の当局が提案し合同委員会において発付する条件に従って、右施設又は区域外において合衆国軍隊の軍属又は家族の間における秩序及び規律を維持する機能を行うことができる。以上のことはいかなる意味においても日本国及び合衆国双方の法律執行機関の機能を害するものと解釈されてはならない。
- (b) 日本国の法律執行員と合衆国軍隊の法律執行員の双方が法律違反の行われた現場に在る場合には、犯人たる合衆国軍隊の構成員、軍属又はそれらの家族の逮捕は合衆国軍隊の法律執行員が行うのを原則とし、この被疑者の身柄はもよりの日本国の警察官公署に連行されるものとする。日本国の当局による一応の取調の後、当該被疑者の身柄は、引き続き合衆国の当局に委ねられるものとし、当該事件が日本国の当局が裁判権を行使

する第一次の権利を有する犯罪に係るものである場合には、後出 24 に掲げる日米の共同捜査のためいつでも取調の対象となるものとする。しかしながら、日本国の当局が当該事件が日本国にとって実質的に重要であり、日本国において被疑者の身柄を確保する正当な理由と必要性があると決定した場合には、要請に基づき、その者の身柄は日本国の当局に引き渡されるものとする。

- (c) 合衆国軍隊の法律執行員は、日本国の当局と協議の上、合衆国軍隊の専用する列車の警らを行うものとする。日本国の法律執行機関と合衆国軍隊の法律執行員との間には密接な協力及び連絡が行われ、可能な場合には、日本国の警察と合衆国軍隊の法律執行員との合同警らが行われるであろう。合衆国軍隊の構成員が多数いる地域において可能な場合には、日本国の警察当局において、連絡及び警らを担当する合衆国軍隊の法律執行員のために日本国の警察官公署において若干の施設が提供されることが望ましい。

(合衆国軍隊の構成員等の立入禁止区域)

- 6 現地の憲兵司令官は、日本国の警察機関に対し、合衆国軍隊の構成員、軍属又はそれらの家族に対して「立入禁止」とされた地域及び施設を通知するものとする。

(施設又は区域外における合衆国軍隊の当局による逮捕 等)

- 7(a) 議定書（注：地位協定第 17 条を指す。以下同じ。）第 10 項に関する公式議事録に従い、合衆国軍隊の法律執行員は、合衆国軍隊の使用する施設又は区域の近傍で当該施設又は区域の安全に対する犯罪の既遂又は未遂の現行犯に係る者を令状なくして逮捕することができる。
- (b) 合衆国軍隊の法律執行員は、日本国内における所在地のいかんを問わず、合衆国軍隊の重要な軍用財産、即ち、艦船、航空機、重要兵器、弾薬及び機密資材の安全に対する犯罪の既遂又は未遂が現に行われている場合において、日本国の法律執行機関の措置を求めるとまのないときは、当該軍用財産の周辺において当該行為者を令状なくして逮捕し、又は当該行為を制止することができる。この場合において合衆国軍隊の法律執行員は、合衆国軍隊の守則に従い、且つ、日本国刑法第 36 条第 1 項又は第 37 条第 1 項に該当する場合のほかは武器を使用してはならない。

(施設又は区域の標示)

- 8 行政協定第 2 条に基づき合衆国軍隊が使用する施設又は区域で許可なき立入が禁止されている地域の境界は、日英両国語をもって左記の趣旨を記載した標識又は標示によって明確にされるべきものとする。

「合衆国区域（施設）

在日合衆国軍隊

許可なき立入は日本国の法令により処罰される。」

区域又は施設の一覧表及び法律上の記述は日本国の官報及び合衆国軍隊の公刊物に公表する。但し、その軍事的性質により、特定の施設又は区域は公表する一覧表の中に含まない。

(合衆国軍隊の構成員等の逮捕等)

- 9(a) 合衆国軍隊の構成員、軍属又はそれらの家族を日本国の当局が逮捕した場合には、その逮捕を行った官憲は、直ちに、もよりの合衆国軍隊憲兵司令官に対しその旨通知し、当該犯罪が合衆国の当局が裁判権を行使する第一次の権利を有するものであるとき又は当該犯罪が公務の執行中に行われたものであるか否かが疑問であるときには、被疑者の身柄を当該憲兵司令官に引き渡すものとする。合衆国の当局は、当該被疑者の公務執行の点に関し、すみやかに決定を行い通知するものとする。逮捕された被疑者の犯した罪が、日本国の当局が裁判権を行使する第一次の権利を有するものであるときには、日本国の当局は、当該被疑者の身柄を拘束する正当な理由並びに必要な有無につき直ちに決定し、その理由及び必要がないときには後出 11(a) に掲げるところに従い、その者を釈放して合衆国の当局による拘禁に委ねるものとする。その後当該被疑者が日本国の当局によって起訴された場合には、合衆国の当局は、要請に基づきその者の身柄を日本国の当局に引き渡すものとする。
- (b) 議定書第 5 項に関する公式議事録第 2 項に定める通告は、逮捕を行った現地憲兵司令官からもよりの司法警察員に対して直ちに行われるものとする。議定書第 5 項に関する公式議事録第 2 項に掲げる者が合衆国の軍当局によって逮捕されたときは、日本国の当局は、後出 24 に掲げる日米の共同捜査として、要請をすればいつでもその者を取り調べることができるものとする。

(日本国の裁判権のみに服する者の逮捕等)

- 10 日本国の裁判権のみに服する者で合衆国の当局によって逮捕されたものは、逮捕を行った現地憲兵司令官から直ちに日本国の当局へ引き渡される。日本国の当局は逮捕者の引渡に先立って逮捕理由の通知をうけるものとする。

(身柄引渡の手續)

- 11(a) 日本国の当局は、逮捕された合衆国軍隊の構成員、軍属又は合衆国の軍法に服するそれらの家族を引き渡す場合には、引渡の年月日、身柄を受領する合衆国軍隊の機関の名称、引渡を受ける将校の階級、氏名を記載した標準書式を用意する。この標準書式は、引渡を受ける合衆国軍隊の将校によって署名され、日米両国の当局によって保管される。日本国の当局が、1953 年 9 月 29 日の議定書第 5 項に関する公式議事録第 1 項に定められているところに従って、逮捕された者をいつでも取り調べることができることを釈放の条件とした場合には、合衆国の軍当局は、この書式中において、日本国の当局に対しそのような保証をする旨を記載するものとする。
- (b) 合衆国軍隊の警察当局が、合衆国軍隊の使用する施設又は区域内若しくはその近傍において、日本国の第一次の裁判権に服する者を逮捕し、その者の身柄を日本国の当局に引き渡す場合においては、この警察当局は逮捕日時、場所、機関名、逮捕された者の所属、階級及び氏名並びに犯罪事実の要旨を記載した書類を作成し、これを日本国の当局に交付するものとする。
- (c) (a) 及び (b) に定められた書類については、日英両国語による一つの標準書式を使

用するものとする。

(合衆国の軍当局からの逮捕要請)

- 12 日本国の当局に対して日本国内に在る者の逮捕を要請する場合には、その逮捕が予想される地のもよりの合衆国軍隊の現地憲兵司令官から右の要請をなすものとする。合衆国軍隊の公式指令において、この要請の明確な様式を定め、逮捕を要請する理由のほかこれに記載すべき事項を明示するものとする。この様式は日英両国語とする。

(身柄引渡の促進)

- 13 日米両国の当局は、被逮捕者の身柄の引渡に際し、その促進方につきあらゆる努力を払うべきものとする。

(合衆国軍隊の構成員等の写真及び指紋)

- 14 合衆国軍隊の警察当局が合衆国軍隊の構成員、軍属又はそれらの家族を逮捕した場合において、これらの者が日本国の法令に違反した疑があるときは、これらの当局は、適当な場合には、日本国の警察当局に対し当該被疑者の写真及び指紋を送付するものとする。

(日本国の当局によって逮捕された者の写真及び指紋)

- 15 日本国の当局は、合衆国軍隊の構成員、軍属又はそれらの家族を逮捕した場合には、その者の指紋及び写真をとることができる。しかし、被疑者の犯した罪が日本国の刑事訴訟法第 217 条に該当するような軽微な犯罪であるときは、被疑者の住居又は氏名が明らかでない場合若しくは被疑者が逃亡する虞がある場合以外は逮捕されることがないから、従って、指紋又は写真をとられることがないであろう。

(軍票偽造等に関する捜査の協力)

- 16 行政協定第 20 条第 1 項(a)にいう「合衆国の当局の援助を得て」という語は、議定書第 6 項(a)にいう相互の協力及び援助を指すものと解する。この点において、合衆国軍隊の法律執行員は、行政協定第 20 条に規定する軍票の不正使用及び不正所持に関するすべての捜査につき、日本国の警察当局と完全な協力をする用意がある。

(施設又は区域外における軍事警察)

- 17(a) 合衆国軍隊の構成員、軍属又はそれらの家族が日本国の刑事訴訟法第 212 条にいう現行犯人であり、その者の犯した犯罪が重大なものである場合において、これらの者を現行犯人として追跡逮捕するため必要があるときは、合衆国軍隊の法律執行員は、令状なくして合衆国軍隊の使用する施設又は区域外にある人の住居又は人の看守する邸宅、建造物若しくは船舶内に立ち入ることができる。
- (b) (a)に掲げる事件以外の事件で、合衆国軍隊の構成員、軍属又はそれらの家族が犯した犯罪につき合衆国軍隊の使用する施設又は区域外で捜索又は差押を行う必要があると

きは、日本国の法律執行機関にかかる処分を行うことを要請すべきであり、合衆国の法律執行員は、日本国の法律執行機関の行う捜索又は差押にオブザーバーとして立ち会うことができる。合衆国軍隊の法律執行員は、行政協定第 1 条に掲げる者が専属的に占有する場所においてはいかなる事件についても捜索又は差押を行うことができる。

- (c) 合衆国軍隊の法律執行員は、日常警らする際において、秩序及び規律を維持するため鉄道停車場、公衆の娯楽のための建物及び区域並びに公衆リクリエーション区域のような公開された場所に立ち入ることができる。但し、個人の業務の遂行を実質的に妨害してはならない。

(合衆国軍隊の構成員等の死体の処理)

- 18 合衆国軍隊の使用する施設又は区域外において合衆国軍隊の構成員、軍属又はそれらの家族が死亡した場合には、日本国の当局又は合衆国軍隊の法律執行員が到着する迄、事故の現場はそのまま保存されなければならない。その死が合衆国軍隊の構成員、軍属又はそれらの家族によって惹起されたことが明らかである場合には、合衆国軍隊の構成員、軍属又はそれらの家族の死体の解剖は、合衆国の当局がこれを行うものとする。その他のすべての場合には、解剖は、日本国の当局が適当な合衆国の当局と共同してこれを行うものとする。合衆国軍隊の法律執行員の到着が遅延したときは、死体を警察の死体公示所、死体仮置場その他相当と認める場所へ移して置くことが適当と考えられる。

(機密事項の照会)

- 19 日本国の当局は、合衆国軍隊の機密に関する犯罪の裁判又は捜査の個々の場合において、合衆国軍隊に対し当該事項が機密に属するか否かを照会する。この照会に対する回答には、当該事項が機密に属するか否かを明らかにするものとする。

(合衆国軍用機の事故現場における措置)

- 20 合衆国軍用機が合衆国軍隊の使用する施設又は区域外にある公有若しくは私有の財産に墜落又は不時着した場合には、適当な合衆国軍隊の代表者は、必要な救助作業又は合衆国財産の保護をなすため事前の承認なくして公有又は私有の財産に立ち入ることが許されるものとする。但し、当該財産に対し不必要な損害を与えないよう最善の努力が払われなければならない。日本国の公の機関は、合衆国の当局が現場に到着する迄財産の保護及び危険防止のためその権限の範囲内で必要な措置をとる。日米両国の当局は、許可のない者を事故現場の至近に近寄らせないようにするため共同して必要な統制を行うものとする。

(捜索等の要請)

- 21 日本国の当局からする合衆国軍隊の使用する施設又は区域内における、又は所在地のいかんを問わず合衆国軍隊の財産に対する捜索、差押又は検証の要請は、もよりの憲兵司令官若しくは当該施設又は区域の司令官にこれをなすべきものとする。日本国の当局は、右施設又は区域外における合衆国軍隊の構成員、軍属又はそれらの家族の身体又は

財産に対して搜索，差押又は検証を行おうとするときは，できるならば，事前に，もよりの憲兵司令官又は当該本人が所属する部隊の司令官に，その旨を通知するものとする。このことは，いかなる意味においても，日本国の法律執行員が，右施設又は区域外において，関係法令に従い，合衆国軍隊の構成員，軍属又はそれらの家族の身体又は財産に対して搜索，差押又は検証を行う権限を制限するものではない。

(施設又は区域内における搜索等への立会)

- 22 合衆国軍隊の使用する施設又は区域内において，日本国の裁判権のみに服する者に係る刑事事件につき搜索，差押又は検証を行う場合においては，合衆国の当局は，1953年9月29日の行政協定第17条を改正する議定書第10項及び公式議事録並びに刑事特別法第10条及び第13条により日本国の法律執行機関からする立会の要請に対して相当の考慮を払うものとする。この場合，日本国の法律執行機関の職員はオブザーバーとして行動するものとする。このことは，いかなる意味においても，合衆国軍隊の法律執行員が合衆国の施設又は区域内において合衆国の関係法令に従って搜索，差押又は検証を行う権限を制限するものではない。

(合衆国軍隊の構成員等を拘束した場合の処遇)

- 23 日本国の当局は，合衆国軍隊の構成員，軍属又はそれらの家族の身柄を拘束した場合には，日米両国間の言語及び習慣の相違に適当な考慮を払い，このような習慣の相違が拘束された者の健康に害を及ぼすような拘束の条件は課さないものとする。拘束されたそれらの者の習慣となっている食事について配慮がなされるとともに，拘束された者の弁護人あるいは合衆国の軍当局との接見についても適当な措置がとられるものとする。戒具の使用は，拘束された者が自己又は他人の身体に害を加えることを防ぐため必要な場合又は逃亡を防ぐために合理的に必要な場合に限られるものとする。これらの者に対する戒具の使用が公に示されることのないようあらゆる努力が払われるものとする。

(日米両国の共同捜査)

- 24 合衆国の施設又は区域外で起こった事件で，その端緒となる事実，証拠，資料又は情報により合衆国軍隊の構成員，軍属又はそれらの家族が日本国の法律又は合衆国軍隊の法又は規則に違反したことが認められる場合には，合衆国軍隊の法律執行員は右の事実等の通知を受けて直ちに当該事件の捜査に着手する責任があるものとする。日米両国の裁判権が競合している犯罪については日米の共同捜査が望ましい。合衆国の施設又は区域外で起こったこれらのすべての事件に関し，合衆国は，適当な場合には日本国の警察当局に協力する用意があり，むしろその援助を願うものである。

(日本国の警察職員の派遣)

- 25 法律の執行に資するため，日本国の警察職員を常勤員として合衆国の使用する施設又は区域内にある合衆国軍隊の法律執行機関の庁舎内に派遣せしめられることが極めて望ましい。

(証人の喚問等)

- 26(a) すべての合衆国軍隊の職員又は機関が、裁判所又は委員会における必要又は公の捜査のため、日本人である証人の出頭又は日本人からの証拠の提出を求めるときは、合衆国軍隊の指令によって指定される書式による書面を現地の憲兵司令官に提出するものとする。右司令官はもよりの検察庁、司法警察員又は裁判官に対し右の要請をなし召喚状の発付を求める。但し、日本人である証人の出頭を求める要請は証言調書の利用に充分考慮を払ったのちなされるものとする。証人に支給される旅費、日当の額は、合衆国軍隊の指令に定められたものによるか又は日本国の裁判所が証人に支給する率によるものとする。
- (b) 日本国の当局が合衆国軍隊の構成員、軍属又はそれらの家族を証人として召喚しようとするときは、日本国の裁判官、検察官、司法警察員を通じてその要請を現地の憲兵司令官に行うものとし、その要請は、当該証人の所属する部隊の司令官に送達され、右司令官はその要請に応ずる責任を有する。かかる証人に対する旅費、日当の額は、日本国の裁判所が証人に支給する率によるものとする。

(逮捕等に要した費用の負担)

- 27(a) 被疑者の逮捕、抑留及び拘禁に伴う一切の費用は、すべて当該逮捕、抑留又は拘禁を行う機関の属する政府が支払うものとする。
- (b) 証人の出頭につき要した費用は、すべて証人の出頭を要請する機関の属する政府が支払うものとする。

(証拠物の提出に関する協力)

- 28 議定書第 6 項の規定は、証拠として必要な財産その他の物は、審理前並びに審理中利用し得るため相当と認められるときは、日本国又は合衆国の当局へそれぞれ引き渡さるべきであるということの意味するものと解する。当該財産その他の物は、要請があれば、審理前その引渡を求める国が事件を起訴すべきか否かを決定する資料として研究所で分析又は実験するために引き渡されるものとする。しかしながら右財産又は証拠物の引渡は引渡をした国の政府の定める期限内に返還されるという条件による。

(拳銃試射弾等の送付)

- 29 合衆国軍隊の警察当局は、拳銃を使用して犯罪を行った合衆国軍隊の所属員を逮捕した場合において、その犯罪が日本国の当局が裁判権を行使する第一次の権利を有するものであり、且つ、日本国に実質的な利害関係があるものとして日本国の当局が要請したときは、その犯行に使用した拳銃の試射を行い、その拳銃から得た弾丸及び薬莖を日本国の科学捜査研究所に送付するものとする。

(「犯罪」及び「近傍」の定義)

- 30 議定書第 10 項 (a) 及び第 10 項 (b) に関する公式議事録第 1 項にいう「犯罪」とは、合衆国の重要な軍用財産、即ち、艦船、航空機、重要兵器、弾薬及び機密資材若しくは刑

事特別法に定義されている合衆国の施設又は区域の安全に対する犯罪の外，直接人命を危うくし又は財産を害するすべての行為を意味するものと解する。同項にいう「近傍」とは，右安全を害する犯罪の既遂又は未遂を行い得る程度に前記財産若しくは施設又は区域に近傍した場所を意味するものと解する。

(刑事特別法の解釈)

- 31 左に掲げる事項は，「日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基づく行政協定に伴う刑事特別法」（昭和 27 年法律第 138 号）に関する解釈につき合意されたものである。
- (a) 同法第 1 条第 4 項に規定されている「軍属」の定義の中には，合衆国政府又はその機関とタイム・チャーター（期間傭船契約）を結んでいる船舶のすべての乗組員が含まれるが，合衆国政府又はその機関とボエイヂ・チャーター（航海傭船契約）又はスペースチャーター（一部傭船契約）を結んでいる船舶の乗組員は含まれない。
- (b) 同法第 2 条但書に「刑法（明治 40 年法律第 45 号）に正条がある場合には，同法による」とあるのは，同条の罪が同時に刑法第 130 条の罪に該当する場合には，刑法第 130 条の刑をその罪に適用するという意味である。

(機密符号の告知)

- 32 日本国政府は，スパイ及び合衆国の機密資料の日本国外への持出を防ぐのに役立たしめるため，税関及び警察の職員に合衆国の機密資料の符号を知らしておくものとする。

(刑罰法令の通知)

- 33 日米両国の当局は，議定書に定められたところにより裁判権が競合する事件に対して頻繁に適用されることが予想される刑罰法令の日英両国語で記載されたものを合同委員会を通じて相互に提供するものとする。

(猟銃所持の許可)

- 34 合衆国軍隊の構成員，軍属又はそれらの家族による猟銃の所持の許可証は日本国の法律に従って発行される。日本国の当局は，現地の憲兵司令官その他適当な機関がその申請書を一括取りまとめて日本国の当局へ提出する場合には，許可証の発行につき好意的考慮を払うものとする。

(運転免許証への記入)

- 35 行政協定第 10 条に従い，合衆国が合衆国軍隊の構成員，軍属又はそれらの家族に発行している運転免許証その他の軍隊の運転免許証に日本語で「運転免許証」と記入するものとする。

(判決による差押等)

- 36 議定書第 10 項 (a) 及び (b) に関する公式議事録により，合衆国軍隊の使用する施設又は

区域内に在る財産（合衆国政府が所有し又は使用する財産を除く。）に関し日本国の裁判所の有効な判決があった場合には、当該財産が所在する区域又は施設の司令官に対し、判決によって発せられる執行命令を添付した書面による当該財産の請求書が提出されるものとする。爾後日本国の当局は、判決に記載されている財産について徴収又は差押をなすことができる。

（安全に対する罪に関する法令等の通報）

37 日米両国の政府は、合同委員会を通じ、議定書第2項(c)に掲げる安全に対するすべての罪に関する詳細及びそれぞれ自国の現行法の規定でそれらの罪を定めるものを相互に通報するものとする。

（「指揮官」の解釈についての特例）

38 議定書第3項(a)(ii)に関する公式議事録にいう「指揮官」の中には、合衆国の海軍における「オフィサー・イン・チャージ」を含むものとする。

（公務の定義）

39 議定書第3項(a)(ii)及び同項に関する公式議事録にいう「公務」とは、法令、規則、上官の命令又は軍慣習によって、要求され又は権限づけられるすべての任務若しくは役務を指すものとする。

（犯罪の通知及び起訴に関する通告等）

40 日本国の当局において裁判権を行使する第一次の権利を有する犯罪が合衆国軍隊の構成員、軍属又はそれらの家族によって犯された旨の通知が合衆国の当局又は日本国の当局からそれぞれ他方の国の当局に対し書面で行われた場合には、日本国は法務省を通じ被疑者が所属する陸軍、海軍又は空軍の在日司令部の法務部に対し当該事件につき起訴することにより裁判権を行使するか否かを通告するものとする。左に掲げる期間内に、当該法務部が、右の通告を受けないか、又は日本国からの起訴を行わない旨の通告を受けた場合には、合衆国はかかる事件につき裁判権を行使することができる。かかる事件につき起訴することによって裁判権を行使する旨の通告を日本国が行うべき期間は左の通りとする。

A 日本国の法令によって六月以下の懲役以下の刑にあたる罪及び左の各号に掲げる罪について・・・当該犯罪についての最初の通知の日の翌日から起算して10日以内

- (1) 住居侵入（第130条、但し、実力をもって、制止に反して又は暴力によって行われた場合を除く。）
- (2) 公然わいせつ又は公然わいせつ及び風俗壊乱行為（第174条）
- (3) 暴行（第208条）
- (4) 暴行傷害（第204条、但し、7日以上の治療を必要とする身体の傷害が惹起された場合を除く。）

- (5)被害額 5 千円以下の窃盗等財産に関する犯罪(第 235 条, 第 246 条, 第 252 条及び第 254 条にあたる罪で被害額が 5 千円以下のもの)
- (6)贓物收受故買(第 256 条, 価格が 5 千円以下のもの)
- (7)私有財産毀損又は破壊, 被害額が 5 千円以下のもの(第 260 条及び第 261 条で被害額が 5 千円以下のもの)
- (8)酩酊運転(道路交通法第 118 条第 1 項第 2 号)(注:現在の同法第 117 条の 2 第 1 号)
- (9)秩序を乱す行為(軽犯罪法第 1 条)
- (10)5 千円以下の債務の支払を故意に怠った行為(第 246 条にあたる罪で被害額が 5 千円以下のもの)
- (11)以上各号に掲げる犯罪の未遂行為で日本国の法令によって犯罪となるもの
(注:条文は、別段の表示がない限り日本国の刑法の条文を指す。)

B 右に掲げた犯罪を除き日本国の法令によって六月の懲役を超える刑にあたる罪について・・・当該犯罪についての最初の通知の日の翌日から起算して 20 日以内

右の期間内に、法務省が、当該法務部に対し特別の理由により日本国が裁判権を行使する第一次の権利を有する犯罪につき起訴することにより裁判権を行使する決定を留保することを欲する旨通知した場合には、合衆国は、10 日以内に通告すべき事件に該当するものについては更に 5 日、20 日以内に通告すべき事件に該当するものについては更に 10 日を経過するまで、又は、日本国から右期間の経過をまたずして当該事件につき起訴を行わない旨の通告を受けるまで裁判権を行使しないものとする。

議定書第 3 項(a) (ii)によって合衆国が裁判権を行使する第一次の権利を有する犯罪で、合衆国軍隊の構成員、又は軍属により日本国若しくは日本国民に対して犯されたものにつき、その通知が合衆国の当局又は日本国の当局からそれぞれ他方の国の当局に対し書面でなされた場合には、合衆国は、被疑者の所属する部隊の司令官を通じ、当該犯罪の行われた地の検事正に対して合衆国において裁判権を行使するか否かを通告するものとする。当該検事正は、当該犯罪についての最初の通知のあった日の翌日から起算して 10 日以内に右の通告を受けなかった場合には、日本国はかかる事件につき裁判権を行使することができる。

日本国が起訴することにより裁判権を行使する意思を有する旨の通知を行った事件であって合衆国がその放棄を特に重要であると思料するものについては、当該放棄の要請は当該通告の日から 10 日以内に法務省に対し書面によってなされるものとする。合衆国のなした放棄要請に対する回答は、当該要請の日から 10 日以内に法務省が行い、右の回答があるまでは審理は進行されないものとする。このことは、合衆国の当局が右の期間の経過前に当該事件につき軍法により必要とされる公判前のすべての手続を行うことを妨げるものと解釈されてはならない。

合衆国が裁判権を行使する第一次の権利を有する事件であって日本国がその放棄を特に重要であると思料するものについての放棄要請は、法務省から、当該被疑者が所属する陸軍、海軍又は空軍の在日司令部の法務部に対し書面によってなされるものとする。

日本国のなした放棄要請に対する回答は、当該要請の日から 10 日以内に当該法務部が行い、右の回答があるまでは審理は進行されないものとする。

(軍事裁判所の審理の場所に関する特例)

- 41 議定書第 3 項(c)に関する公式議事録第 2 項の規定に従って次のような合意がなされた。即ち、日本国が第一次の裁判権を放棄した犯罪について、当該犯罪の行われた場所から適当な距離内で簡易軍事裁判所又は特別軍事裁判所の審理を行うことが軍事上の必要により可能でない場合には、かかる犯罪についての審理は、軍活動の実情に即した場所において行うことができるものとする。

(合衆国軍隊の構成員等の保釈)

- 42 合衆国軍隊の構成員、軍属又はそれらの家族が日本国の当局の拘禁の下にあるときは、いつでも、それら拘禁された者は、保釈による釈放に関し日本国の刑事訴訟法の定めるすべての権利と特権を有するものとする。

(公務に関する証明書の取扱)

- 43 議定書第 3 項(a)(ii)に関する公式議事録に掲げる証明書は、要請に基づき、当該被疑者が所属する部隊の指揮官から、犯罪が発生した地の検事正に対し提出されるものとする。かかる要請は、通常、逮捕の通告後直ちに、且つ、公務中に属するものであるか否かが問題となるような特別の場合にのみなされるものとする。このことは、いかなる事件についてもこのような証明書を進んで提出することを妨げるものではない。この証明書は反証のない限り、公務中に属するものであるという事実の十分な証拠資料となる。反対の証拠は、すべて合同委員会における考慮のために提出される。検事正は、右の反対の証拠があると思料されるときは、直ちに、証明書を発行した指揮官に対しその旨通知するものとする。しかる後、当該事件の終局的処理を不当に遅延せしめないため、10 日以内に問題が合同委員会に提案されるか否かについて指揮官に対し通知がなされるものとする。かかる事項の合同委員会への提案はいかなる場合においても急速になされるものとする。

(数罪を犯した者の審理)

- 44 軍法に服する者の犯した犯罪についての迅速な審理に対する軍紀の必要並びに軍隊に属する証人及び軍事裁判所の職員は事前の通知なくして移動するものであるという事実を考慮して、合衆国軍隊の構成員、軍属又はそれらの家族が数個の異なった犯罪によって起訴された場合において、その犯罪のうち、あるものは合衆国の専属的若しくは第一次の裁判権に属し、またあるものは日本国の専属的若しくは第一次の裁判権に属し、且つ、その裁判権の放棄がなされないものであるときには、当該被疑者の所属する部隊の司令官は、検事正に対し当該被疑者の犯した罪のうち合衆国の専属的又は第一次の裁判権に属するすべての罪について通知するものとし、合衆国は、日本国の当局が合衆国の当局に対し日本国にとって審理を最初に行うことが特に重要であるという見地から日本

国において最初に審理を行うことを希望する旨を通知した場合を除き、最初に審理を行うものとする。右の通知があった後、合衆国の当局が合衆国において最初に審理を行うことが特に重要であると信ずる場合には、法務省と当該被疑者の所属する軍隊の法務部長との間においていずれの国が最初に審理を行うかについて決定するため協議が行われるものとする。

合衆国の軍事裁判所が最初に審理を行う場合には、審理の終了をまって法務省の要請に基づき、合衆国は、日本国の当局に対し日本国が起訴したすべての罪について審理を行うために当該犯人を引き渡すものとする。かかる場合において、日本国の裁判所によってなされた判決は、執行猶予の場合を除き、最初に執行され、合衆国の軍事裁判所によってなされた判決の執行を中断するものとする。日本国の裁判所によってなされた判決の執行の終了、赦免又は執行猶予若しくは囚人の放免の場合には、日本国は、合衆国の当局に対し当該囚人の合衆国への引渡が希望されるか否かについて照会するものとする。当該囚人の合衆国への引渡が希望される旨の通知があるときは当該囚人は釈放されて合衆国の当局に委ねられるものとする。日本国がかかる被告人に対し最初に審理を行う場合には以上の逆のことが適用される。審理又は拘禁のため犯人の出頭をすみやかに希望する国は、当該犯人が現在する場所においてその者の身柄を受領し、且つ、その者を審理又は拘禁の場所に護送するものとする。

(審理への立会)

- 45(a) 日本国の当局が裁判権を行使しない旨の通告をした事件又は裁判権を行使する第一次の権利を放棄した事件に係るすべての一般軍事裁判所の審理若しくは議定書第3項(a)(ii)に定める罪で日本国又は日本国民に対して犯されたものに係る事件についての一般軍事裁判所の審理においては、かかる審理が行われる地の検事正は、当該審理が行われる前適当な期間内に当該審理が行われる軍事裁判所の検察官から書面によって審理が行われる年月日時及び場所の通知を受けるものとする。当該検事正は、公判が行われる日の前に当該軍事裁判所の検察官に対し、書面によって、当該審理に出席を命ぜられた日本国の代表者の氏名を通知するものとする。一つの公判に出席する右代表者の数は二名以内とする。このことは、簡易軍事裁判所又は特別軍事裁判所が日本国の領土内において開廷される場合において、その裁判所の行う審理に検事正の要請に基づいて日本国の代表者が出席することを妨げるものではない。
- (b) 日本国の裁判所における合衆国軍隊の構成員、軍属又はそれらの家族に対する審理において、かかる審理が行われる地の検事正は、当該被告人が所属する合衆国軍隊の部隊の在日司令部の法務部に対し、審理が行われる前適当な期間内に書面によって審理が行われる年月日時及び場所を通知するものとする。当該検事正は、その公判が行われる日の前に当該法務部から書面によってかかる審理に出席することを命ぜられた合衆国の代表者の氏名の通知を受けるものとする。一つの公判に出席する右代表者の数は二名以内とする。

(処分結果の通告) (注:本規定は2014年1月1日以降に行われた疑いのある犯罪に適用)

- 46 地位協定第17条6(b)により要求される通告は、次によって満たされるものとみなす。
- (a) 日本国の当局及び合衆国軍隊の当局が合同委員会を通じて相互に行う、地位協定第17条の規定に従って裁判権を行使する第一次の権利を有しない国が裁判権を行使した全ての事件の裁判の結果についての一月ごとの通報、及び
 - (b) 日本国の当局及び合衆国軍隊の当局が合同委員会を通じて相互に行う、いずれか一方の国が裁判権を行使する第一次の権利を行使した事件であって他方の国又はその国民に対して行われた疑いのある犯罪に係る全てのものについてのあらゆる裁判の結果並びに合衆国軍隊の当局による非司法的処分及び懲戒処分の結果についての一月ごとの通報。

この通報は、当該他方の国又はその国民に対して行われた疑いのある犯罪に係る事件であって、裁判権を行使する第一次の権利を有する当該一方の国が、40に規定する手続に従い他方の国の当局に対し裁判権を行使する旨を通告したものの、起訴せず、合衆国の軍事裁判所に付託せず、かつ、合衆国軍隊の当局による非司法的処分及び懲戒処分のいずれも行わないと決定したものも含む。

- (c) (a)及び(b)に掲げる通報には、犯罪を行ったと認定され、又はその疑いがある者の氏名及び所属機関、犯罪の概要、処分の内容及び日付並びに当該処分を行った当局の名称を記載する。(b)に掲げる通報には、(b)に掲げる決定の事実及び日付並びに当該決定を行った当局の名称も記載する。
- (d) この項のいかなる規定も、日本国及び合衆国軍隊の現地の当局間における、地位協定第17条の規定に従っていずれか一方の国が裁判権を行使したあらゆる事件の裁判並びに合衆国軍隊の当局による非司法的処分及び懲戒処分の結果についての要請に基づく非公式な通報を妨げるものではない。

この通報には、いずれか一方の国が行った起訴しないとの決定又は合衆国軍隊の当局による合衆国の軍事裁判所に付託せず、非司法的処分を行わず、若しくは懲戒処分を行わないとの決定も含めることができる。

- (e) (i) いずれか一方の国の当局は、他方の国の当局から(a)、(b)及び(d)に掲げる通報を受領したときは、次の内容を公表することができる。

あらゆる事件の裁判の結果

あらゆる事件について、非司法的処分及び(又は)懲戒処分が行われた事実、並びに裁判、非司法的処分及び(若しくは)懲戒処分、又は(b)に掲げる決定が行われた事件の数

- (ii) いずれか一方の国の当局は、他方の国の当局から(b)及び(d)に掲げる通報を受領したときは、事件の被害者(当該被害者が情報を受領することができない場合には、その家族)に対し、当該事件について、起訴せず、合衆国の軍事裁判所に付託せず、かつ、非司法的処分及び懲戒処分のいずれも行わないとの決定がなされた事実を開示することができる。
- (iii) 日本国の当局は、合衆国軍隊の当局から(b)及び(d)に掲げる通報を受領した場合において、次の規定に従って同意が行われたことを通報されたときは、事件の被害者(当該

被害者が情報を受領することができない場合には、その家族) に対し、当該事件の非司法的処分及び (又は) 懲戒処分の結果を当該同意の内容に適合する形で開示することができる。

合衆国軍隊の当局は、日本国の当局から事件の被害者 (当該被害者が要請を行うことができない場合には、その家族) が要請を行ったことを伝達されたときは、犯罪を行った疑いのある者に対し、非司法的処分及び (又は) 懲戒処分の結果を被害者又は被害者の家族に開示することについて同意を求めるとともに、当該同意が行われたか否か、及び同意が行われた場合にはその範囲について、日本国の当局に通報する意図を有する。

(46 の規定において用いられている用語については、次の理解が共有されている。

- (a) 「裁判の結果」とは、日本国の裁判所、合衆国の軍事裁判所又は合衆国の裁判所によって決定された刑事上の手続のあらゆる結果をいう。
- (b) 「非司法的処分」とは、合衆国法典第 4 7 章統一軍事裁判法第 3 節に基づく軍事裁判所が関与しない手続の結果として、合衆国の司令官その他の合衆国の権限ある官憲によって犯罪を行った疑いのある者に対して科され得る罰を科すことをいう。
- (c) 「懲戒処分」とは、合衆国の軍当局によって決定された懲戒上の手続のあらゆる結果であって、前記の処分以外のものをいう。)

(急使等に関する特例)

47(a) 権限を与えられたすべての急使その他機密文書若しくは機密資料を運搬又は送達する任務に従事するすべての軍務要員は、その任務の性質により、その氏名と所属部隊を確かめるといふ必要以上に他の目的のためにその身柄を拘束されず、且つ、その所持する文書又は資料はその所持を奪われ、開披され又は検査されないものとする旨相互に合意される。しかしながら、もし犯罪が犯され、且つ、日本国の法律執行員から要求されたときは、右の急使その他の者は、任務の終了後直ちに日本国の法律執行機関に出頭するものとする。かかる者が完全に能力を失った場合には、合衆国の軍当局は直ちに通知を受け、且つ、これらの者の所持する文書又は資料は開披され又は検査されることなく適当な合衆国の軍当局に直ちに引き渡されるものとする。

(b) 上記 (a) に掲げた者は、次に記載するような内容の日英両国語による特別の身分証明書を支給されるものとする。

「この身分証明書の所持者は、公務に従事しており公の機密文書又は資料の保持の責に任じているものである。この者は、その氏名及び所属部隊を確かめるといふ必要以上に如何なる目的のためにもその身柄を拘束されることはない。この者の所持する文書又は資料はその所持を奪われ、開披され又は検査されることはない。」

(c) 日米両国の当局は、(b) に掲げた身分証明書の存在及び内容並びに上記双方の合意の実行の必要性について双方の関係法律執行機関に周知させるものとする。

(合衆国の軍法に服する範囲)

- 48 合衆国の軍法に服する者の範囲は、合衆国統一軍法(1950年5月5日第81議会法律第506号)第2条及び第3条に掲げるすべての者を含むものとする。
- 49 合衆国軍隊の構成員、軍属又はそれらの家族が日本国の当局が裁判権を行使する第一次の権利を有する数個の異なった犯罪を犯し、上記40の規定に従って犯罪の通知があった場合において、当該犯罪のうち40のA及びBに該当する犯罪がともにあるときには、日本国の当局がなす起訴することによって裁判権を行使する旨の通告を行うべき期間は、40のAに該当する犯罪についても、40のBに掲げる犯罪の例による。

(通告処分手続のある犯則事件の通知及び起訴に関する通告等)

- 50 日本国の権限ある行政機関は、刑事手続を経ないで罰金又は科料に相当する金額の納付を命ずることができる酒税法、関税法、たばこ専売法、塩専売法、しょう脳専売法、アルコール専売法等の法律違反であつて、日本国の当局において裁判権を行使する第一次の権利を有するものが、合衆国軍隊の構成員、軍属又は家族によって犯された旨の情報を得た場合には、直ちにこのような違反が犯された旨書面でもよりの憲兵司令官に通知するものとする。この書面には違反法令並びに当該犯則に係る物件の数量及び価額をも記載するものとする。
- A 当該物件の価額が9千円以下の事件の場合においては、合衆国は、右の通知がなされた日の翌日から起算して30日を経過すればその裁判権を行使することができる。但し、日本国が、右の期間内に、法務省を通じ、被疑者が所属する軍隊の在日司令部の法務部に対し、日本国が当該事件につき起訴することにより裁判権を行使する旨の通告をしたときはこの限りでない。
- B 当該物件の価額が9千円をこえる事件の場合においては、合衆国は、右の通知がなされた日の翌日から起算して38日を経過すればその裁判権を行使することができる。但し、日本国が、右の期間内に、法務省を通じ、被疑者の所属する軍隊の在日司令部の法務部に対し、日本国が当該事件につき起訴することにより裁判権を行使する旨の通告をしたときは、この限りでない。

法務省が右Bに定められた期間内に当該法務部に対し、特別の理由により、当該事件について日本国が起訴することにより裁判権を行使することの決定を留保することを欲する旨通知した場合には、合衆国は、右Bに掲げられた38日の期間をこえて更に10日を経過するまで又は日本国から右の期間の経過をまたずして当該事件につき起訴を行わない旨の通告を受けるまでその裁判権を行使しないものとする。

日本国の当局は、日本国が個々の事件につき、起訴を行わない旨の決定をしたときは、できるかぎりすみやかに、その旨を合衆国の当局に通告するものとする。当該通告が右の期間の経過する前になされた場合には、合衆国は、直ちに当該事件につきその裁判権を行使することができる。

当該犯則者が、合衆国軍隊がその権限に基づいて警備している合衆国軍隊の使用する

施設又は区域内にある場合には、権限ある当該行政機関は、当該犯則者に対して監督権を有する当該施設又は区域の司令官の同意を得て当該施設又は区域に立ち入り、当該犯則者に直接通告書を交付するものとする。この場合、当該司令官は、日本国の当該行政機関の職員に護衛を付するものとする。当該施設又は区域の司令官は、特別の理由により、同意を与えることができないときは、できる限りすみやかに通告書の交付を行い、その受領書を得てこれを当該行政機関に伝達するものとする。

51 合衆国の軍法に服する者は事前の通知なくして移動するものであるという軍の必要性及び方針を考慮して、行政協定の改正第十七条に従い日本国の裁判所の裁判により刑の言渡を受け日本国の刑務所において服役中の者で日本国の法律により仮釈放され得る者は、左の条件に従い、日本国の刑務所において、合衆国の軍当局にその身柄を釈放するものとする。即ち、合衆国の当局は、保護観察の手續を受けるため被釈放者を日本国の当局が指名する保護観察官の許に連行する。当該保護観察官は、被釈放者が軍の管轄権に服し日本国内に在る間、仮釈放期間中、被釈放者の軍行動以外の行動を調査するため三十日ごとに一回被釈放者の勤務する場所で被釈放者及びその直属司令官に面接し、又はその直属司令官を経由して被釈放者と通信することができる。且つ、合衆国の当局は、被釈放者を日本国から出国せしむべく命令する場合には、日本国の当局に対し出国の日を通告するものとする。被釈放者が日本国を出国した後も日本国の当局に対しその行動につき定期的に報告を行うことに自発的に同意することは妨げないものとする。

52 日本国の当局において裁判権を行使する第一次の権利を有する犯罪であつて道路交通法第九章に定める手續によつて処理されるものが合衆国軍隊の構成員、軍属又はそれらの家族によつて犯された旨の通知が日本国の当局又は合衆国の当局からそれぞれ他方の国の当局に対し書面で行われた場合であつて、日本国の当局が当該事件につき起訴することにより裁判権を行使すると決定したときは、日本国は、法務省を通じ、被疑者が所属する陸軍、海軍又は空軍の権限ある在日司令部の法務部に対し、その旨を通告するものとする。日本国がかかる事件につき起訴することによつて裁判権を行使する旨の通告を行うべき期間は、40の規定にかかわらず、当該犯罪についての最初の通知の日の翌日から起算して五十日以内とする。

日本国の当局は、個々の事件につき起訴を行わない旨の決定をしたときは、できるかぎりすみやかにその旨を合衆国の当局に通告するものとする。前記の期間内に、当該法務部が日本国において起訴することにより裁判権を行使する旨の通告を受けないか、又は日本国において起訴を行わない旨の通告を受けた場合には、合衆国はかかる事件につき裁判権を行使することができる。

法務省が、前記の期間内に、当該法務部に対し特別の理由により日本国が裁判権を行使する決定を留保することを欲する旨通知した場合には、合衆国は、さらに五日を経過するまで、又はこの期間の経過をまたずして日本国において当該事件につき起訴を行わない旨の通告を受けるまで、裁判権を行使しないものとする。